

船橋市精神保健福祉推進協議会補助金要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、船橋市精神保健福祉推進協議会の活動のため船橋市精神保健福祉推進協議会補助金等補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、精神障害回復者が社会復帰するために必要な福祉施策の推進に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、船橋市精神保健福祉推進協議会とする。

2 補助金の交付の対象とする経費は、船橋市精神保健福祉推進協議会が行う事業に係る経費とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、毎年度、6月30日までに船橋市精神保健福祉推進協議会補助金等交付申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請には、次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 前年度決算書

(4) 船橋市精神保健福祉推進協議会要綱

(5) その他市長が必要があると認める書類

3 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律

第 226 号) の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。) を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第 5 条 規則第 4 条の規定による補助金の交付決定を受けたもの (以下「補助対象者」という。) に対する通知は、船橋市精神保健福祉推進協議会補助金等交付決定通知書(第 2 号様式)により、通知するものとする。

2 市長は、第 4 条第 3 項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

(交付の回数)

第 6 条 補助金の交付は、一括交付にて年 1 回行うものとし、補助事業等の完了前に交付することができるものとする。

(実績の報告)

第 7 条 事業が完了したとき (廃止の承認を受けたときを含む。) はその完了した日から起算して 20 日を経過する日又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、船橋市精神保健福祉推進協議会補助金交付実績報告書 (第 3 号様式) に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要があると認める書類

2 第 4 条第 3 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第 8 条 市長は、補助金の額を確定したときは、当該補助対象者に対し、船橋市精神保健福祉推進協議会補助金等交付確定通知書

(第4号様式)により、通知するものとする。

(交付時期)

第9条 補助金は、第8条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に交付することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助事業等の完了前に補助金等の交付を受けようとするときは、船橋市精神保健福祉推進協議会補助金等交付請求書(第5号様式)により、市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消等)

第10条 市長は、補助対象者が第2条の対象者の要件を欠くに至ったときは、交付決定を取り消すものとし、船橋市精神保健福祉推進協議会補助金等交付決定取消通知書(第6号様式)により、通知するものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、【船橋市精神保健福祉推進協議会補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書】(第7号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。なお、補助事業者全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

船橋市精神保健福祉推進協議会補助金等交付申請書

年 月 日

船橋市長

あて

所在地

事業者名

代表者職氏名

電話番号

下記のとおり船橋市精神保健福祉推進協議会事業を実施したいので、船橋市精神保健福祉推進協議会補助金要綱第4条の規定により補助金の交付を申請します。

記

1 補助金申請額

2 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の内訳

別紙「補助事業計画書」及び「補助事業に関する経費の内訳書」のとおり

3 消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

① 補助金交付額の算定

消費税額を補助対象経費に含めなくて補助金交付額を算定

消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※ 確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返還額が0円の場合も含む）。

② ①で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

免税事業所である

簡易課税事業所である

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他

船橋市精神保健福祉推進協議会補助金等交付決定通知書

船橋市保総指令第 号
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付で申請のありました補助金等の交付について、次のとおり決定したので、船橋市精神保健福祉推進協議会補助金要綱第5条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 金 等 名 称	船橋市精神保健福祉推進協議会補助金
補 助 事 業 等 名 称	年度船橋市精神保健福祉推進協議会補助金
経費所要総額のうち 補助の対象となる経費	円
交 付 決 定 額	円
交 付 予 定 時 期	年 月 日
交 付 条 件	1 補助事業等の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。 2 補助事業等を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。 3 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示をうけること。 4 補助金の額の確定において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。

(注)上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請の取り下げをすること。

第3号様式

船橋市精神保健福祉推進協議会補助金等交付実績報告書

年 月 日

船橋市長

あて

所在地

事業者 団体名

代表者氏名

船橋市精神保健福祉推進協議会補助金要綱第7条の規定により、次のとおり実績報告をいたします。

指 令 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	船橋市保総指令第 号
補 助 年 度	年度
補 助 金 等 名 称	船橋市精神保健福祉推進協議会補助金
補 助 事 業 内 容	精神障害回復者の社会復帰及び市民の精神保健の増進
補 助 事 業 効 果	精神保健と福祉の増進
交 付 決 定 額	円
既 交 付 額	円
補助対象経費精算額	円
添 付 書 類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 その他市長が必要があると認める書類

船橋市精神保健福祉推進協議会補助金等交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付で実績報告のあった補助事業について、次のとおり補助金等の額を確定したので、船橋市精神保健福祉推進協議会補助金要綱第8条の規定により通知します。

指 令 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	船橋市保総指令第 号
補 助 年 度	年度
補 助 金 等 名 称	船橋市精神保健福祉推進協議会補助金
補 助 事 業 等 名 称	年度船橋市精神保健福祉推進協議会補助金
補 助 事 業 内 容	精神障害回復者の社会復帰及び市民の精神保健の増進
補 助 事 業 効 果	精神保健と福祉の増進
交 付 決 定 額	円
補 助 対 象 経 費 精 算 額	円
補 助 率	%
交 付 確 定 額	円

第5号様式

船橋市精神保健福祉推進協議会補助金等交付請求書

年 月 日

船橋市長

あて

所在地 船橋市

事業者 団体名

代表者氏名

船橋市精神保健福祉推進協議会補助金要綱第9条第2項の規定により、補助金の交付を次のとおり請求します。

指 令 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	船橋市保総指令第 号
補 助 年 度	年度
補 助 金 等 名 称	船橋市精神保健福祉推進協議会補助金
補 助 事 業 等 名 称	船橋市精神保健福祉推進協議会
補 助 事 業 内 容	精神障害回復者の社会復帰及び市民の精神保健の増進
補 助 事 業 効 果	精神保健と福祉の増進
交 付 決 定 額	円
交 付 確 定 額	円
既 交 付 額	年 月 日 交付 _____ 円
	年 月 日 交付 _____ 円
	計 _____ 円
今 回 交 付 請 求 額	円
未 交 付 額	円
添 付 書 類	1 船橋市精神保健福祉推進協議会補助金等交付決定通知書又は船橋市精神保健福祉推進協議会補助金等交付決定通知書の写し

第6号様式

船橋市精神保健福祉推進協議会補助金等交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付、船橋市保総指令第 号により通知した補助金交付決定を船橋市精神保健福祉推進協議会補助金要綱第10条の規定により取消したので通知いたします。

補助年度	年度
補助金等名称	船橋市精神保健福祉推進協議会補助金
補助事業等名称	年度船橋市精神保健福祉推進協議会補助金
補助事業内容	精神障害回復者の社会復帰及び市民の精神保健の増進
取り消し理由	
交付決定額	円
取り消し額	円

第7号様式

船橋市精神保健福祉推進協議会補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
事業者名
代表者職氏名
電話番号

年 月 日付、船橋市保総指令第 号により交付決定があった船橋市精神保健福祉推進協議会補助金について、船橋市精神保健福祉推進協議会補助金要綱第11条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付確定額

金 _____ 円

2 確定申告により確定した船橋市精神保健福祉推進協議会補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること）

金 _____ 円

※0円の場合はその理由について

- 消費税の申告義務がない
- 簡易課税方式による申告を行っている
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3 添付資料

・返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要）

・別添 添付書類チェック表及び該当書類のとおり